「アンコンシャス・バイアス等の解消に向けた普及啓発グッズ作成事業」委託実施要領

１　事業の趣旨

　　職場、地域、家庭、学校等の様々な場において固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が依然として存在し、男女共同参画推進の障壁となっています。

自分では気がついていない無意識の思い込みや、自分は既に理解しており関係ないという無関心を解消するため、民間の発想、専門性、経験を生かし、アンコンシャス・バイアス等の解消に向けた普及啓発を図るグッズの企画提案を募集し、作成を委託実施する。

２　募集事業の内容

（１）委託内容

　　「男らしさ」「女らしさ」などの思い込み、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向け、当センターが収集したアンコンシャス・バイアスに関する標語・川柳等を用いた啓発グッズ（双六、カルタなど）の作成を行う。

（２）募集数（委託数）　　　　　　　　　　　１件

（３）委託金額　　　　　　　　　４００，０００円

（４）啓発グッズの作成数　　　　　　　　２５０個以上

（５）啓発グッズの利用対象者　中学生から現在子育て中の方を想定

（６）啓発グッズの送付先　　　県内中学校、高等学校、特別支援学校、図書館、子育て支援センター他

（７）対象となる経費

　　　対象となる経費は、事業を実施する上で必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（アルバイト賃金等）、啓発グッズ作成にかかる材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等（以下「直接経費」という）を対象とします。ただし、備品購入費等は対象外とします。

なお、間接経費（県との打合せ経費、事務用品費、電話代、人件費（提案団体スタッフ賃金等）等）を直接経費の２割を上限として認めます。

（８）委託期間

　　 委託契約の日から令和７年２月１５日までの間で、業務実施に必要な期間とする。

３　委託対象者の要件

　　本事業の企画運営を推進することができ、次の各号の全てを満たす県内で活動する団体、グループ、企業等とし、法人格の有無は問わない。また、複数の団体等と協働して応募することもできる。

（１）継続して自律的に活動する団体として１年以上の活動実績があり、事業実施体制が整っていること。

（２）構成員５人以上で組織する団体で、団体事務局又は活動のための事務所が県内に所在すること。

（３）団体規約、会則、定款等を有していること。

（４）事業実施にあたり、必要な範囲において男女共同参画センターとの打合せに参加でき、連絡調整がスムーズに取れる体制を持つ団体であること。

（５）暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

４　応募方法

（１）提出書類　事業企画提案書（様式第１号）及び収支予算書（様式第２号）

（２）提出方法　郵送、持参、電子メール又は電子申請

（３）提出期限　令和６年１０月１日（火）

※期限までに提案がない場合は、令和６年１１月１日（金）まで延長する。

（４）提出場所　鳥取県男女共同参画センターよりん彩

（５）その他

　ア　企画提案書作成に必要な経費については、各提案者の負担とする。

　イ　提出のあった企画提案書については返還しない。

５　事業の選定方法

（１）審査・選定方法

　　　鳥取県男女共同参画センター所長（以下「所長」という）等で構成する審査会において書面により審査を行い決定する。

　　　なお、審査にあたって、法令等に違反するものや県が行う事業として不適切な企画は、審査前に不採択とする。

（２）選定基準

　　　選定委員は、企画提案書に基づいて次の点を総合的に評価・選定する。

　　　ア　事業目的は的確か

　　　イ　事業内容は的確か

　　　ウ　事業効果が期待できるか

　　　エ　事業遂行能力があるか

（３）結果通知

　　　選定の結果は、審査終了後、速やかに通知する。

　　　なお、事業採択にあたっては、必要に応じて実施方法、執行額などについて意見を付すこととする。

６　委託手続き

（１）委託契約

　　　採択された事業は、採択団体と所長の協議により具体的実施計画を策定し、内容が確定後、実施主体から事業実施計画の提出を受けて、委託契約を締結する。

（２）報告書の提出

　　　受託者は事業終了後、３０日以内に事業報告書（様式第３号）及び収支決算書（様式第４号）を男女共同参画センターに提出する。

（３）委託料の支払い

　　　事業完了検査後の精算払、又は必要に応じて限度額内で概算払とする。

（４）事業に伴う収入

　　　当該委託事業の実施に伴って発生した収入がある場合、対象経費から当該収入を差し引いた額を上回る委託料は支払わないものとし、支払い済みの委託料がある場合は返還することとする。

７　事業の成果

（１）成果の取り扱い

　　　事業報告書に関する著作権は鳥取県に帰属するものとする。ただし、実施団体が自ら利用することを妨げるも

のではない。

（２）成果の発表等

　　　報告を受けた内容について、鳥取県男女共同参画センターが管理するホームページ等へ掲載することがある。

８　その他

　　この要領の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

　この要領は、令和６年６月２８日から施行する。